

生活復興支援資金の申請に必要な添付書類（貸付審査にあたり、一覧表以外の資料提出を求められる場合があります）

◆借受人申込書など、記入や捺印をしていただく申請書類は、別途提出を求めます。申請時に確認して下さい。

(1) 共通に必要な添付書類

No	書類の種類	具体的な書類として考えられるもの		
1	借入申込者の確認	①運転免許証（写） ②健康保険証（写） ③住民基本台帳カード（写） ④印鑑証明書（カード）（写）	等	
2	世帯の確認	①住民票※発行後3ヶ月以内の世帯全員分で、本籍や続柄、筆頭者など省略事項のないもの（コピー不可） ②外国人登録原票記載事項証明書（原本）及び外国人登録証明書（写）	等	
3	東日本大震災により被災したことが確認できる書類	①り災証明書 ②被災証明書（原則は①だが、生活再建費の家具什器費等貸付の場合は②で可能な場合あり） ③原発事故に伴い設定された警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域に居住していたことが確認できる書類	等	
4	現在（震災後）の世帯の収入状況を確認するための書類			
	①生計中心者（借入申込者）の収入証明	①源泉徴収票（写） ②給料明細書（写）※会社名等の記載があるもの	等	
	②世帯員の内、家計にお金を入れている人の収入証明	①源泉徴収票（写） ②給料明細書（写）※会社名等の記載があるもの	等	
5	震災前の世帯の収入状況が明らかになる書類（世帯状況により該当するものすべて）			
	①震災前の収入がわかる書類（生計を維持していたが事がわかる）	①源泉徴収票（写） ②所得証明書（写）※収入金額があるもの ③確定申告書の控え（写） ④給料明細書（写）※会社名等の記載があるもの	等	
	失業した場合	失業した会社名・所在地・電話番号等がわかる書類	①源泉徴収票（写） ②確定申告書の控え（写） ③離職票（写） ④給料明細書（写） ⑤通帳（写）	等
		失業した時期がわかる書類	①個人事業者の廃業届（写） ②源泉徴収票（写） ③雇用保険受給資格者証（写）④離職票（写） ⑤離職直前の雇用主の発行する離職証明書	等
	②世帯員の内、家計にお金を入れている人の収入証明	①源泉徴収票（写） ②所得証明書（写）※収入金額があるもの ③確定申告書の控え（写） ④給料明細書（写）※会社名等の記載があるもの	等	
6	負債の状況確認	債務総額、返済額、返済状況がわかる書類 ※和解契約後の返済完了済や免責決定している状況がわかる書類	等	
7	他の施策の利用状況がわかる資料	①他施策を利用する場合はその申請額や決定額が確認できる書類 ※施策によって求める資料が異なります。		
8	決定後に必要になる書類	①印鑑登録証明書（原本） ②借入申込者名義の通帳（写）		
9	連帯保証人の確認	※上記No 1, 2, 4, 5, 8の書類が必要になります。	等	

(2) 「生活再建費」の場合に追加に必要な添付書類

住宅移転のための初期費用等			
1	転居する物件の詳細・初期費用がわかる書類	転居先物件の見積書 ①敷金・礼金等 ②入居に際して当初の支払を要する賃料、共益費、管理費 ③不動産仲介手数料 ④火災保険料 ⑤入居保証料	等
2	運送費用がわかる書類	①運送業者・レンタカー会社等見積書	等
家具什器費等			
1	家具什器の内容・金額がわかる書類	①購入物品の見積書、カタログ ②被災状況が分かる写真	等
自動車の購入に必要な費用			
1	自動車購入を確認する書類	①運転免許証（写） ②登録識別情報等通知書（一時抹消登録）または登録事項等証明書（永久抹消）（写） ②自動車購入見積書（社印が捺されているもの） 【知人等から個人的に中古車を購入する場合】 ※下記のA、B両方が必要 A 中古車業者が作成した、その車を販売する場合の見積書 B 車の譲渡を承諾した旨と金額が記載され、知人が署名・捺印した書類	等

(3) 「住宅補修費」の場合に追加に必要な書類

No	書類の種類	具体的な書類として考えられるもの	
1	金額がわかる書類	①工事費用見積書	等
2	工事内容がわかる書類	①工事前後の見取り図 ②図面	等
3	被災状況がわかる書類	①工事前の被災状況がわかる写真	等
4	他施策の利用状況がわかる書類	①他施策を利用する場合はその申請額や決定額が確認できる書類 ※施策によって求める資料が異なりますが、「災害援護資金」貸付決定や不決定の通知は必要です。	